

平田自治会会則



茨木市民憲章

わたくしたち 茨木市民は

- 1、心をあわせて あすの力をそだてましょう
- 1、仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
- 1、環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
- 1、きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
- 1、教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

平田自治会

平 田 自 治 会 会 則

第1章 総 則

(会の名称及び事務所)

第1条 本会は平田自治会と称し、事務所を平田自治公民館に置く。必要に応じ平田地区公民館を使用する。

(会の構成区域)

第2条 本会は平田二丁目9～11番地、18～25番地、並びに31～36番地に居住する住民及び事業会社をもって組織する。(但し、平田荘園、及び ビュウハイツ地区は除く。)

* 本会の入会は、別紙の茨木市「自治会に加入しましょう。」及び平田自治会「加入の進め」をもって行う。

(会 員)

第3条 会の会員は第2条に定める構成区域内に居住する全世帯(一般会員)と全事業所(賛助会員)を対象者とし、入会、脱会はこれを妨げない物とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 会は民主主義の精神に基づき、会員相互の親睦、福祉、文化の向上と会の健全明朗なる発展を図る事を目的とする。

(事 業)

第5条 本会は第4条の目的達成の為、次の事業を行う。

- * 構成区域内の環境浄化及び交通安全に関する事。
- * 地域住民の防災、防犯での予防的啓蒙活動に関する事。
- * 会員の福利厚生及び文化的事業に関する事。
- * 会員の健康増進とスポーツ、レクリエーション事業に関する事。
- * 構成区域の良好な社会の維持の為、広報紙等の配布並びに各行事に関する周知徹底。

第3章 役 員

(本会の役員とその任務)

第6条 本会は下記の役員を置く。各役員の任務を明記する。

- | | | |
|----------|-----|--------------------------------------|
| 1) 会 長 | 1名 | 会長は会務を総括し、且つ本自治会を代表して、総会及び会議を統括する。 |
| 2) 副会長 | 若干名 | 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は之を代行する。 |
| 3) 会 計 | 若干名 | 会計は会計年度の会計事務に当たり、年度終了後、総会にて決算報告を行う。 |
| 4) 総 務 | 若干名 | 総務役員は会務運営の為に総合調整及び庶務事項を担当する。 |
| 5) 環境、交通 | 若干名 | 環境役員は構成区域内の環境浄化及び交通安全に関する事項を担当する。 |
| 6) 防犯、防災 | 若干名 | 構成区域内の防犯、防火、水害、地震等の予防、対策に関する事項を担当する。 |
| 7) 福利、文化 | 若干名 | 構成区域内の会員の福利厚生、文化的事業の関する事項を担当する。 |
| 8) 健康、体育 | 若干名 | 構成区域内の会員の健康増進、スポーツ、レクリエーション等を担当する。 |
| 9) 会計 監査 | 1名 | 事業年度内の会計内容を監査し、総会にて報告する。 |

(役員を選出)

第7条 本会の役員は民主主義に基づき、全てを役員班長合同会議にての推薦、立候補の中より選出する。

第8条 各役員の任務については選出された役員候補の互選により会長以下を内定する。

第9条 第7条及び第8条にて内定された各役員は総会の承認をもって決定する。

(役員任期及び解任)

第10条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない物とする。

欠員補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

第11条 役員で規約に違反、又は会の名誉を汚す行為のあった者は総会の決議により解任することが出来る。

第4章 顧問、及び 相談役、名誉会長

(顧問、相談役、名誉会長)

第12条 顧問、相談役、名誉会長等を設ける時は役員班長会議の承認を得て、会長が委嘱する。

顧問、相談役、名誉会長は役員、班長、役員班長合同会議、並びに総会に出席し、発言する事ができる。

第5章 班の設置、班長の選任、班長の任務

第13条 本自治会は構成区域を会の目的及び事業の遂行に見合う班に分け、其々に班長を置く。

第14条 各班は輪番若しくは他の方法で班長を選任し、会長の召集する班長、役員班長合同会議に参加する。

第15条 各班長は会議の決定、若しくは第4条目的と事業の遂行の為、班務を実行する。

第16条 班長の任期は1年とし、その再任は妨げない。

第6章 総会及び会議

(総会の構成及び審議事項)

第17条 総会は会員をもって構成し、次の事項を審議決定する。

- * 予算案、事業案、決算報告、事業報告、会計監査報告に関する事。
- * 役員の特任及び解任に関する事。
- * 規約改正に関する事。
- * その他、会務運営上、重要であり必要な事項。

第18条 本会の事業遂行に必要な役員会、班長会議、役員班長合同会議は会長が随時召集する。

(総会の開催)

第19条 定例総会は毎年度始めに会長の指示により開催する。但し会長が臨時に必要とした時、又は会員の三分の一以上の開催要求のあった時、臨時に総会を開催する事が出来る。

第20条 総会の開催成立には会員の二分之一(但し委任状を含む)以上の出席を必要とする。

第21条 総会の議決は出席者の過半数の賛成をもって議決とする。可否同数の場合は議長の決する所とする。

第7章 会計

(経費)

第22条 本会の運営に必要とする経費は会費及び賛助会費、寄付金、茨木市の補助金をもって之の当てる。

(会費)

第23条 本会の会費は一般会員の場合、6ヶ月1500円とする。賛助会員の場合は6ヶ月30000円～10000円とする。会費の徴収は、年2回、9月及び 3月 に行う。

(会計年度)

第24条 本会の事業及び会計の年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

第8章 会則の改廃

第25条 この規約の改廃については、総会による三分の二以上の同意を必要とする。

第9章 附則

第26条 本会則施行の為、必要な細則及び慶弔等に関する臨時事項は役員会等にて別途定める事とする。

(附則)

- * 本会則は平成 21年 4月 25日、平成21年度本自治会総会において承認され、同日より施行する。